

Innovate Japan by Digital ～重点計画改定に関する意見～

2022年4月14日

楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長

一般社団法人新経済連盟 代表理事

三木谷 浩史

『重点計画』改定において示すべきもの

- ① デジタル人材育成戦略の明確化
(外国人材の積極活用、最大55%の個人所得税(住民税を含む)・相続税の引下げ、出国税の見直し)
- ② スタートアップ支援戦略の明確化
(人材調達・資金調達・開業手続きコストなどでの『壁』を突破するための制度整備)
- ③ Web3.0時代に対応した戦略の構築
(ブロックチェーンの国家戦略化)
- ④ ゼロキャッシュを起点とした全産業のDXの推進
(キャッシュレス決済に対する優遇税制、まずは『ゼロキャッシュ・ガバメント』から実現)
- ⑤ デジタルナショナルミニマムなどサービス水準の設定と満足度調査
(確保する行政サービスの水準を明確化)

**デジタル経済・社会拡大のためのエコシステム整備という視点を明確化し、
経済・社会構造の変化に対応した諸制度のアップデートが必要**

必要な規制改革・税制改革等の例はp2-3のとおり

**進捗管理に当たっては、『デジタル庁通信簿』『デジタル政策ダッシュボード』により、
KPIや担当者の明確化とPDCAサイクルの可視化を行う**

必要な規制改革の例

■ 既存の規制の改革

- ① 『デジタル原則』による全法令・通達等の見直しとアナログ原則の完全撤廃
- ② 『デジタル法制局』によるアナログ規制立案それ自体の禁止
- ③ 『規制対応コスト総量規制法案』を諸外国並みに導入
新設される規制の遵守に必要な追加コスト相当分を、既存の規制の廃止・緩和等により捻出・削減する
- ④ 『Web3.0特区』など特区制度の有効活用
- ⑤ サンドボックス的な制度や時代に応じたアップデートを行う制度を全事業法令等にあらかじめ埋め込み

■ 新たな制度整備や執行の強化

- ① データ流通促進環境整備法の整備（横串事項の通則法的整理）
ベースレジストリと個人データの取扱いルール、トラスト制度、データ利用権及び取引市場の創設、ブロックチェーンやトークンエコノミー含めたデータ取扱いの法体系の整理など
- ② OS/アプリストア等の寡占問題に対する法制度対応
韓国においては、特定アプリ内決済の強要を禁止する法律を制定
- ③ 融資を中心とした企業の資金調達環境を諸外国並みにシフト
小規模公募制度（ミニIPO）の創設、私募制度の抜本拡充、株式投資型クラウドファンディングの拡充、未上場株式マーケットプレイスの創設などにより、プライベートマーケットを整備

必要な税制改革等の例

■ 新たなビジネス振興や経済活動の阻害要因の除去のための改革

① 法人に対する暗号資産税制の改正

事業者がトークンを自社発行する場合（＝投機目的がない）は、未実現利益について課税対象から除くなど

② トークン発行に関する会計基準の整備と監査の枠組みの見直し

③ 暗号資産の所得税をキャピタルゲイン課税に

日本では原則雑所得として総合課税の対象、海外ではキャピタルゲイン課税が主流

■ 起業自体のインセンティブの強化のための改革

① 日本版QSBS（Qualified Small Business Stock）の導入

米国では、要件を満たすQSBSについては、次のような優遇税制を制度化

- ・ 売却利益の最大100%のキャピタルゲイン税控除
- ・ 売却利益をスタートアップに再投資する場合の課税の繰延べが可能

Appendix①

新経済連盟の基本的な経済政策

Innovate Japan

規制改革・税制改革を進めるに当たっては、各国の優れた点から学ぶ視点が重要



金融 (フィンテック)
例：ロンドン

- ・金融のDX化 (アナログ原則撤廃)
- ・上場制度改革・SPAC解禁 等



知的財産 (IP)
例：シリコンバレー

高付加価値なサービスを創出
民でできることは民に



資源 (観光・エンタメ)
例：パリ、ラスベガス

- ・個人所得税(住民税含む)引下げ (最高税率40%)
- ・相続税引下げ
- ・法人税引下げ(20%程度)
- ・オープンイノベーション、スタートアップへのリスクマネー供給等による支援 等
- ・ストックオプションの柔軟化



製造・人
例：東京 (日本)

- ・ワクチン接種証明等の活用
- ・旅行需要の平準化 等

- ・ダイバーシティ、移民政策(移民基本法の制定)、英語教育、9月入学により「人」の底上げ
- ・出国税引下げ
- ・グリーンエネルギー、発送電分離、エネルギーコスト低下と温暖化防止の両立により「製造」の底上げ

デジタル戦略は、「民でできることは民に」の原則の下、
高すぎる税金の引下げをはじめ、
成長に向けた前向きな投資を促進するものとすべき

Appendix②

ブロックチェーン戦略に関する提言

(参考)新経済連盟 ブロックチェーン提言(2021年10月27日)

新経連から政府へ、6つのブロックチェーン提言

1. ブロックチェーンを国家戦略に。

各国政府において、BCを導入する明確な目的意識のもと、産業政策としてのスタートアップ企業の育成や金融取引の促進、社会基盤のDXを前提としたスマート政府化の動きが加速。
日本政府も、BCに対するビジョンやスタンスを国家戦略として打ち出し、政策的な仕組みを整備すべき。

2. ブロックチェーン官民協議会の設置

2021年度の政府方針や自民党議連からの提言の実現に向けて、デジタル庁、金融庁、法務省などの関係省庁がそろって、官のイニシアチブのもと、官民協議の場を設置すべき。

3. 世界一 デジタルフレンドリーな法整備

「紙面・対面・中央集権」を前提としたレガシーな法制度によって、BCの技術中立性が担保されない事態が生じている。BCを活用するうえで障壁となりうる諸論点に対して、デジタル対応を徹底すべき。

4. NFTに関する事業環境の整備

NFTが表章する価値や権利について、法制度上の扱いを整理し、ユースケースや生じうるリスクを類型化の上、関連規制への該当性をガイドラインなどで明示すべき。
NFT一元的な相談窓口を設置し、事業者の挑戦を許容する政策スタンスのもと、事業環境を整備すべき。

5. STO・ICOに関する会計基準の整備

国際的には、BC企業への投資・資金調達に過去最高の潮流。日本の上場企業によるトークン発行や、BCスタートアップの資金調達に支障が生じないように、会計基準を整備すべき。

6. 税制改正

対個人：①総合課税から申告分離課税への変更、②損益通算や損失の繰越控除を可能に
対法人：法人が期末に所有する仮想通貨に関わる未実現利益（損失）についても課税対象とされている点、見直しを行うこと

Appendix③

OS/アプリストア問題に対する現状と打ち手

スマホ時代の市場構造

【日本国内市場】

消費者



・外資シェア
ほぼ100%

・決済システム
囲い込み

・代替可能性
事実上なし

サービス
提供や決済機能

OS

アプリ
ストア

Apple(シェア66%)

iOS



App Store

Google(シェア33%)



ANDROID



Google Play

コンテンツ売上等の
手数料
(基本30%)

買い物

音楽・動画

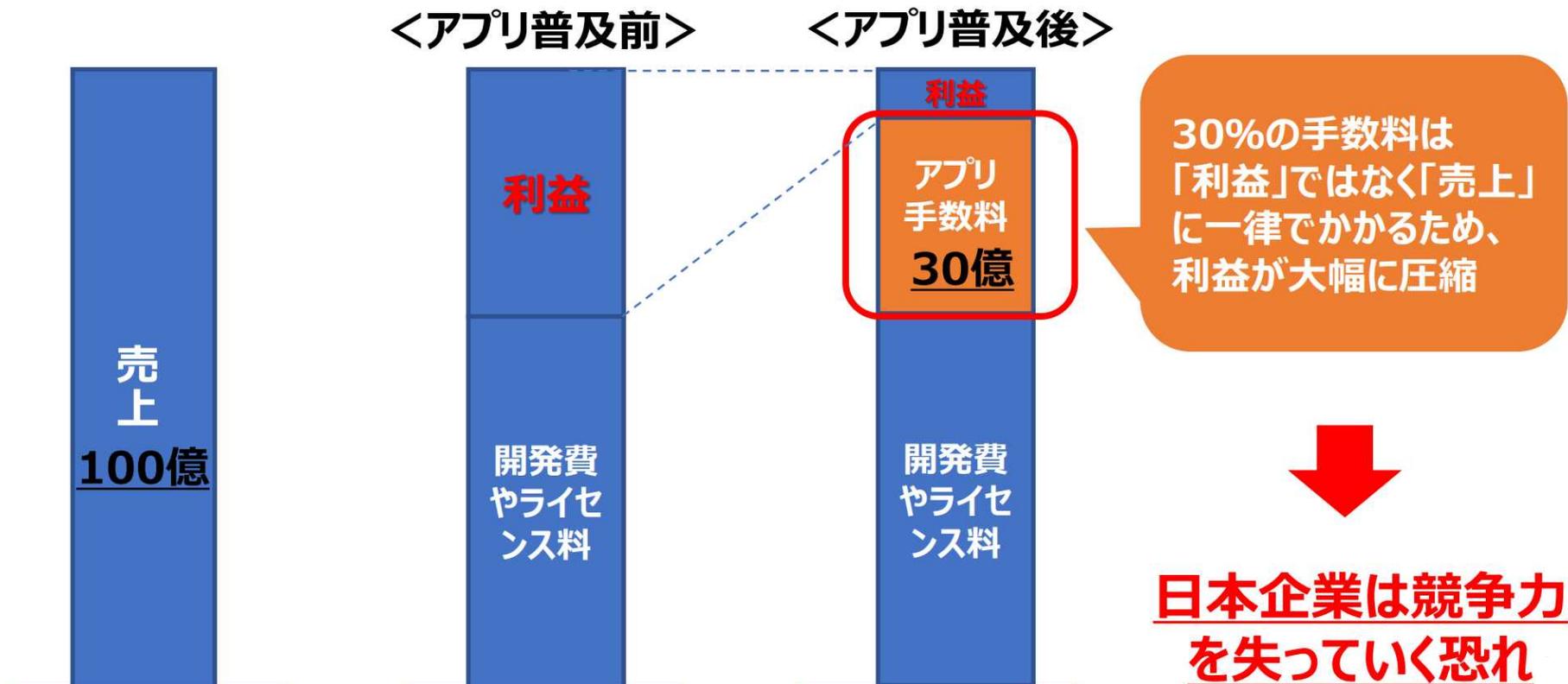
ゲーム

企業
サービス
(アプリ)



アプリ市場の問題点

- ◆ アプリストアは外国勢2社の寡占。2社はアプリ売上等に対して基本**30%の手数料**
- ◆ 2社以外のアプリストアの使用は事実上困難であり**手数料について個社単位では物申せない状態**。またアプリストアでの**著しく不公正な規約の一方的変更**に伴う国内企業の追加投資やサービスの変更・停止、**アプリ上の決済システムの独占**
- ◆ 例えば100億円の売上のあるゲーム会社の場合は以下のように



具体的な打ち手

デジタル経済では、OS等は全ての産業の基盤。手数料率の適切性にも切り込む法改正等が必要。

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に特に**モバイルOSは2社による寡占**決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**（基本30%、一部15%）最近の**公取調査**も**根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限**（モバイル通信等他分野における競争にも悪影響）
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」

※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

(参考)韓国における、特定アプリ内決済の強要を禁止する法律

- 韓国では、昨年8月31日、通称「Anti-Google法」が成立。昨年9月施行。
- 同法は、アプリストア運営で独占的地位を持つ企業に対し、特定のアプリ内決済システムを強要する行為を禁止
- アプリマーケット事業者の特定行為を禁止する法律は主要国では初。

Anti-Google法の内容

(アプリマーケット事業者の義務と実態調査)

- アプリマーケット事業者は、モバイルコンテンツなどの決済及び払い戻しに関する事項を利用約款に明示するなど、大統領令で定めるところにより利用者の被害を予防し、利用者の権益を保護しなければならない
- 科学技術情報通信部長官又は放送通信委員会は、モバイルコンテンツなどの取引を仲介する空間（以下「アプリマーケット」という）に、モバイルコンテンツなどを登録・販売するために提供する者（以下「モバイルコンテンツなど提供事業者」という）の保護などのために必要な場合、大統領令で定めるところにより、アプリマーケット事業者のアプリマーケット運営に関する実態調査を実施することができる

(通信紛争調整委員会の設置と構成)

- 通信紛争調整委員会の調整対象に「アプリマーケットでの利用料金の支払い、請求取り消しまたは還付に関する紛争」を追加

(禁止行為)

- アプリマーケット事業者が取引上の地位を不当に利用し、モバイルコンテンツなど提供事業者に特定の決済方式を強制する行為
- アプリマーケット事業者がモバイルコンテンツなどの審査を不当に遅延する行為
- アプリマーケット事業者がアプリマーケットでモバイルコンテンツなどを不当に削除する行為

Appendix④

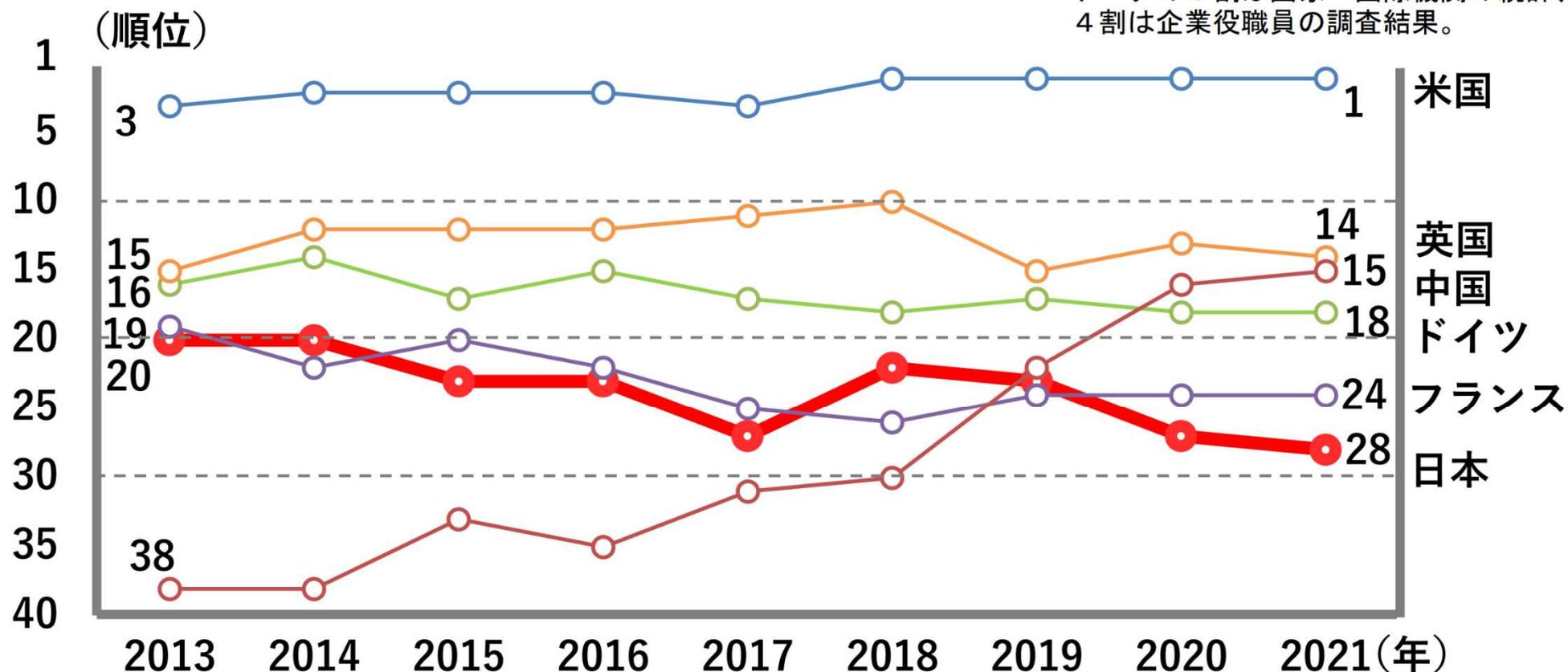
その他構造改革のトピック事項

デジタルエコノミーに対応しているか

要因分析を行い必要な構造改革を実施

図表2 デジタル競争力ランキング
～日本はデジタル面の遅れを取り戻すことが課題～

(※)国際経営開発研究所（IMD）が公表。
各国の政府・企業などのデジタル技術の
活用度合いを指標化。
データの6割は国家・国際機関の統計、
4割は企業役職員の調査結果。



ゼロキャッシュ政策の推進

近い将来、世界はゼロキャッシュの時代に入ります 日本は、どうすべきか

- 現金決済は、毎年莫大なコストが発生

日本の現金決済インフラ維持費用
1.6兆円超/年

- ・キャッシュレス決済導入事業者
- ・現金決済の事業者
- ・キャッシュレス決済利用消費者
- ・現金利用消費者

全員が負担

- 現金決済は、トラッキングが困難

ゼロキャッシュ
政策

2030年までに
「ALLキャッシュレス」へ

- 低コストで正確な決済
- 消費のさらなる促進
国内消費&インバウンド消費
- トラッキングできるデータに基づく行政
運営の効率化・フェアな課税やプッ
シユ型公的支援
- 地下経済の縮小

- ✓ キャッシュレス決済に対する優遇税制
- ✓ マイナンバーと銀行口座/クレジットカード番号の紐
づけ検討
- ✓ 『ゼロキャッシュ・ガバメント』
歳入面(納税手続や公金収納)と歳出面(契約支払等)の
デジタル化・キャッシュレス化

ゼロキャッシュ政策のKPI

キャッシュレス決済比率

26.8% (2019年)

2030年

オンライン送金等も併せて
100%

現金流通高対GDP比率

21.1% (2018年)

0%

デジタルフレンドリーな制度改革(規制、税制、会計制度等)

- 政府デジタル臨調でも「デジタル原則」に沿ったアナログ原則の撤廃に向けて議論
- 新経連としては、これまでも**アナログ10原則の撤廃**を掲げており、**着実に実施**されることを期待

(アナログ10原則)

①対面・面前原則	⑥出頭原則
②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則	⑦現場・店頭での専門家の常駐／配置要請の原則
③押印原則	⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
④行政機関における印紙による支払原則	⑨原本原則
⑤様式原則	⑩現金原則

- さらに、ブロックチェーン等の**最先端技術の活用**に当たって支障とならず、**イノベーションを促進する「デジタルフレンドリー」な制度が必要**。例えば以下の制度を整備等すべき

(整備等対象の制度例)

- ✓ 有価証券のデジタル化への完全適応に向けた包括的な法整備
- ✓ 電磁的記録、電子署名へのブロックチェーン活用における法制度上の明確化
- ✓ STO・ICOによるトークン発行・保有等に関する会計基準整備
- ✓ ブロックチェーンに関する税制上の課題解決（法人の未実現利益に対する課税、個人所得税制上のキャピタルゲイン課税化）

ブロックチェーンの課題その1(トークン発行)

【今起こっている現実の課題例】

税制

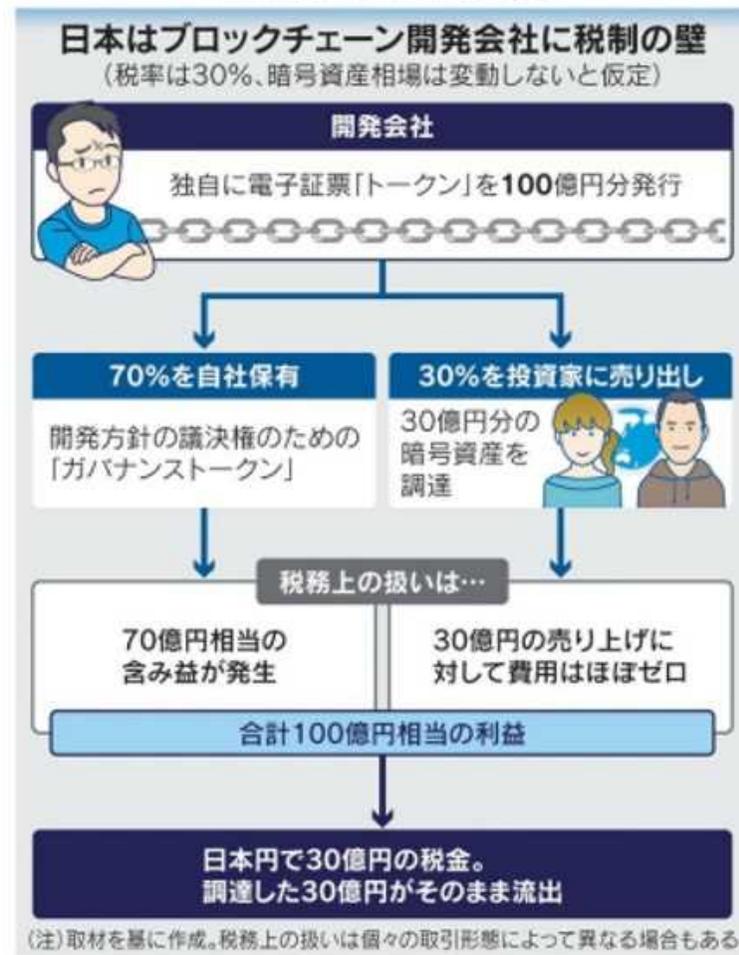
未実現利益に課税される暗号資産の法人税制などから、**有望なスタートアップが海外に転出する事態が続出**
(例)あるスタートアップは、**ガバナンストークンの発行**によって日本では**未実現利益に対して推定450億円の法人税負担**が生じることが判明。対して**シンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロ**になるから、致し方なく海外に移転。(イメージが右)
(出典；2021年11月7日付日経新聞『酷税に失望、デジタル頭脳去る』)

会計

ICOやSTOによる独自トークンの発行・保有等に関する**会計基準が未整備**で、発行等に係る**監査法人の監査が受けられない**

【具体的な打ち手】

- ①法人に対する暗号資産税制の改正(事業者がトークンを自社発行する場合 = 投機目的がない)は、未実現利益について課税対象から除くなど)
- ②トークン発行に関する会計基準の整備と監査の枠組みの見直し



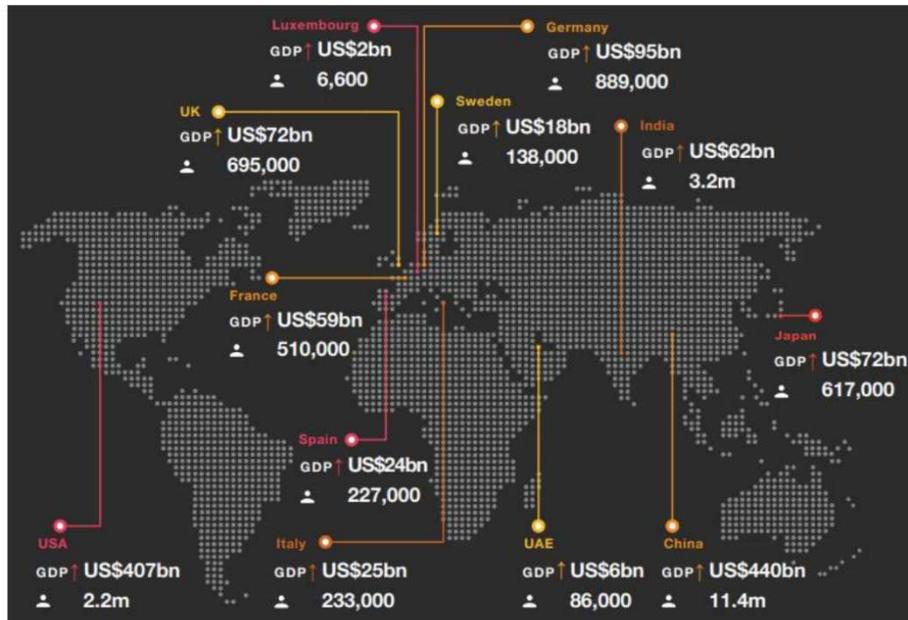
(参考) ブロックチェーンがもたらす経済効果

暗号資産やトークンをめぐる諸制度(会計、税制、法制度等)の適切な対応ができるか次第で、72.3億ドルの潜在的市場を失い、他国依存になる可能性がある

- 2030年までに、BCには全世界で+1.76兆ドルのGDP押し上げ効果（全世界GDPの1.4%）が期待されている
- 日本でも+72.3億ドルのGDP（約7,720億円※）、61.7万人の雇用押し上げ効果があると予測

※2020年平均レート106.78/ドルにて計算

【GDP(上段)と雇用(下段)の押し上げ効果：2030年まで】



(GDP増加額ランキング)

- ① 中国：440.4億ドル
- ② アメリカ：407.2億ドル
- ③ ドイツ：95.3億ドル
- ④ **日本：72.3億ドル**

内訳

トレーサビリティ：30.6億ドル
金融サービス・決済：22億ドル
ID・認証：9.1億ドル
契約・紛争解決：6.4億ドル
顧客エンゲージメント：3.8億ドル

- ⑤ イギリス：72.2億ドル

ブロックチェーンの課題その2 (暗号資産への所得税)

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたこと等を踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。海外競争力の確保の観点から、早急に税制上の乖離を解消するべき。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	<ul style="list-style-type: none"> • 原則雑所得 • 事業と認められる場合は事業所得 • 最大45%（住民税込みで55%）で総合課税 • 申告分離ではない • 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら確定申告不要 	<ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン課税 • 1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 • 1年未満の保有の場合は通常の累進課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 所有を観念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 • 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般原則に従って課税 • 仮想通貨を1年以上保有している場合は原則非課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 • 年間の利益が305ユーロを超えない限りは非課税 • 但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象

2021年8月11日付 JCBA(<https://crvbtocurrency-association.org/news/main-info/20210811-001/>)を参考に作成

Appendix⑤

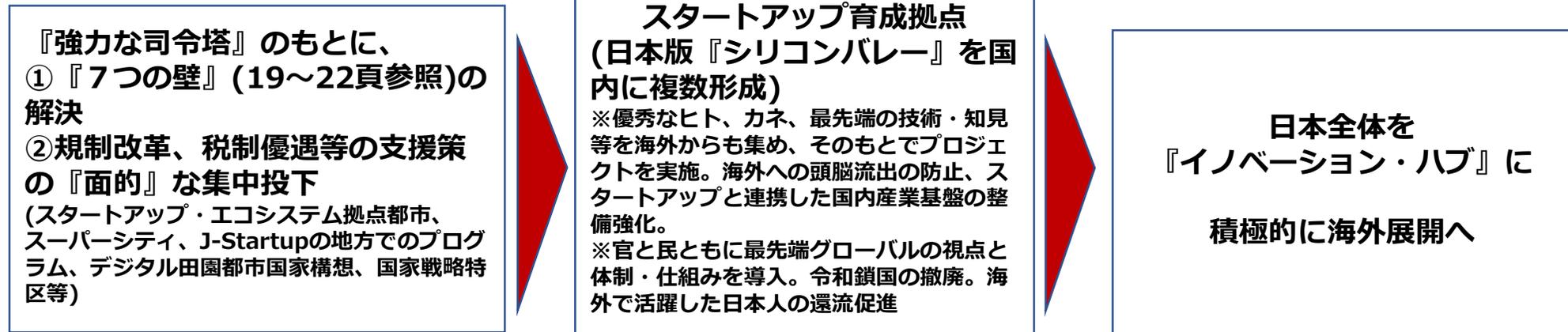
スタートアップ政策

スタートアップ政策のKPIと基本コンセプト

【KPI】

項目	現状値	目標値
ユニコーン企業※の数 ※企業価値が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業	11社 ※米国488社、中国170社、欧州116社 (注1)	日本版シリコンバレー都市を基盤にして 100社 (注2)
開業率	4.2% (2019年)	10%台 (米国・英国レベル)
企業年齢2年以内の企業割合	13.9% (2014年) ※米国20.5%、英国22.4%、フランス22.8%	20%台

【基本コンセプト】



(注1) 出典：CB Insights「The Complete List Of Unicorn Companies」、STARTUP DB
2021年10月8日現在で世界で936社、うち、Fintech 20.4%、インターネットソフトウェア/サービス 17.8%、eコマース/直接販売 10.9%、人工知能 7.8%

(注2) スタートアップエコシステム拠点都市8地域における2024年までのKPIのうちユニコーン企業数を抽出すると、合計37社
出典 <https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/kyotentoshi.html>

スタートアップ振興に必要な制度環境

入口	人材育成	(新卒)・中学・高校・大学と起業家との接点の強化⇒機会が増えれば行動する人は増える ・インターンを積極活用、不要な規制はしない (既卒、中途)・人材流動化のために副業活性化⇒『大人のインターン』
	ビジネスモデル	スタートアップによるイノベーションが生まれる新興分野や次世代の産業基盤分野について不要な規制をしないことを明示 (例)宇宙、アグリ、大学連携、Fintech、Web3、ブロックチェーン、暗号資産、トークン発行、DAO、メタバース、動画など
	資金調達	未上場市場整備を含めた多様なエクイティファイナンスの確保 出口としての株式市場が株高であることがVCを強気にさせる
出口		IPO、大企業によるM&Aの促進にとって株高が望ましい 起業家や従業員に対するインセンティブ制度が不十分

- 企業がイノベーションを起こすうえで**障害とならない制度(法令、税制、会計基準、競争政策等)の構築と圧倒的なインセンティブ措置**。諸外国の最先端の制度の取り込み

※具体的要望リストは、トピックやAppendix参照

- 投資家が投資する魅力が発揮される**圧倒的なインセンティブが必要**。金融所得課税には反対
 - ① 株式売買への減税(現状の分離課税が最低ライン)が必須
 - ② 配当課税が、企業の税引き後純利益からの二重課税になっており、株式市場としては損失があるので最低限、分離課税は維持が必須

起業自体のインセンティブ措置の抜本的強化の必要性

米国の事例

導入 目的

スモールビジネスへの投資を拡大、リスクをとる起業家への報償

優遇 内容

(対象者)起業家、従業員、エンジェル投資家

(優遇税制の税目と内容)

- ① QSBS※1の売却によって得た利益の最大100%※2のキャピタル・ゲイン税控除（上限\$10M等。QSBSの5年以上保有が条件）。
- ② QSBSの売却によって得た利益をスタートアップに再投資する場合、課税の繰り延べが可能（上限なし）。

※1 Qualified Small Business Stock：以下の要件を満たす企業が発行する株式

①米国のC法人 ②総資産が\$50M以下 ③ホテル・農場、鉱業会社、レストラン、金融機関、建築、法律、工学に関連する事業を行っていない法人 ④発行者により直接発行されたもの

※2

- ①1993年（クリントン政権時）、50%キャピタルゲイン税控除を盛り込んだIRC 1202条が制定。
- ②オバマ政権の税制改革で、控除割合が75%(2009年)、100%(2010年)と漸進的に拡大。
- ③バイデン政権下では、100%の控除割合を元の50%に戻す案を審議中

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その1

①『起業』それ自体の壁(起業家への応援環境が少ない)の突破

- ・連帯保証の廃止等個人保証・与信問題の検証と対策
- ・失敗を認める文化の醸成
- ・アントレプレナーシップ教育強化(大学での一般教養での必須化、義務教育での実践教育など)
- ・新卒一括採用や終身雇用の見直し
- ・起業文化の醸成
国民が世界の起業文化に触れる機会を提供する(グローバルイベントの開催等)
総理官邸でのハッカソン開催等

②人材調達の壁の突破

- ・株式報酬制度の拡充(税制適格の期間制限(10年)の緩和、行使期間の延長、権利行使価額の年間合計額の引き上げ、RSUなど従業員向け株式報酬の円滑化等)
- ・種類株の活用
- ・兼業・副業の推進
- ・オープンイノベーション促進優遇税制の拡充強化
- ・移民政策の推進(『移民基本法』の制定による移民政策明確化、『令和鎖国』の撤廃と開国への転換)
- ・STEAM教育強化等の高等教育改革、大学科目の編成替え
- ・世界的な人材獲得競争に向けた支援策の検討

③開業手続きコスト面での壁の突破

- ・会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等)の手間とコストの削減
- ・リアルな事務所を求める各種事業法等の横断的な見直し(『無店舗サービス』の解禁等)
⇒デジタル臨調や規制改革推進会議で「デジタル原則」等からのチェック事項に

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その2

④資金調達面での壁の突破

- ・ 資金調達に関する競争環境が整ったエコシステムの構築(投資家が海外の目利きによる資金供給の拡大含む)
- ・ 日本版SPACの制度化
- ・ マーケットでのエクイティファイナンス機能の整備と拡充
 - ・ 株式投資型クラウドファンディングを米国並みに拡充(調達金額上限を1億円から5億円)
 - ・ マーケットプレイスの創設
 - ・ 日本版レギュレーションDの導入
- ・ IPO価格設定プロセスの見直し
- ・ 上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字決算や債務超過状態の評価の在り方の検討)
- ・ 投資促進優遇税制の導入・拡充
- ・ 寄附税制の見直し
- ・ 社会的インパクト投資拡大
- ・ J-KISSのスタンダード化

⑤企業運営コストの壁の突破

- ・ 登記事項・種類株変更手続の負担軽減
- ・ 会社分割手続の負担軽減
- ・ 株式買取条項の見直し
- ・ アナログ10原則撤廃などデジタル規制改革の実施
- ・ 上場審査手続きのデジタル化・合理化
- ・ 裁量労働制の適用拡大
- ・ 税制負担の見直し(法人税の引き下げ、国外転出時課税制度の見直し、未実現利益への課税の見直し等)
- ・ 産業構造の転換を踏まえたゼロベースでの税制の見直し

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その3

⑥事業化に当たっての既存法令の壁の突破(企業が法制度に合わせて事業を断念するのではなく法制度が時代の進展に合わせていくことへの転換)

- ・規制改革推進体制の強化
 - ・規制改革の『知の基盤』をつくる
規制問題に関する部署の統合・一元化の検討
民間提案の論点整理等の事務処理迅速化のための体制強化(民間専門人材の積極活用、公共政策大学院の活用、規制改革の今までの工夫をデータベース化等)
 - ・規制改革推進部局と各省庁規制改革窓口との定例会議を通じた案件管理とフォローアップ、対応の早期化
- ・規制のリ・デザインに向けた制度的基盤の導入(各種事業法改正の一括整備法)
 - ・各種事業法に、サンドボックスの規定を導入。または、規制制度をアップデートする趣旨の規定を各種事業法に導入したうえで、各事業所管官庁に規制改革担当部署を設置し、各省庁が『規制改革白書』を公表する。

※新経済連盟は、従来より、行政対応コストを総量規制し全体を低下させていくための法制度を諸外国並みに導入することを提案している。

⑦社会実装の場が不在という壁の突破

- ・各省庁等によるスタートアップからの調達目標設定を含めた公共調達改革
- ・SBIR制度の改革
- ・オープンデータの推進
- ・LGWANによる分断問題の解消
- ・社会実装の実験場の提供

上記のほか、7つの壁のうち多くのものをなくすための横断的な課題としては、労働市場の改革になる(次頁参照)